

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者（労働者年金保険被保険者）であったことが認められることから、申立人のA株式会社における労働者年金保険被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和18年7月21日）、及び厚生年金保険被保険者記録のうち、資格取得日（19年10月1日）の記録を取り消す必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月21日から19年10月1日まで

A株式会社に入社後、同社の指示により、在籍したままで、昭和17年9月ごろから20年3月末まで技術習得のためB都道府県に行き、C株式会社で働いていたが、給料はA株式会社から支給されていた。

C株式会社で働いていた期間のうち、申立期間を除いてA株式会社で厚生年金保険の加入期間となっている。C株式会社では、途中で仕事の内容が変わることはなかった。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容及び生活状況について、詳細かつ具体的に陳述していることから、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人は、昭和17年6月1日にA株式会社において労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者資格を取得し、18年7月21日に資格喪失、19年10月1日に被保険者資格を再取得、21年4月1日に資格喪失したとされており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿

では、申立人は、昭和 14 年 4 月 1 日に資格取得（ただし、労働者年金保険の制度開始は、17 年 6 月 1 日）し、21 年 4 月 1 日に資格喪失したとされており、それぞれ異なった記録となっている。

また、申立人が一緒だったと記憶する同僚 3 人についても、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間において A 株式会社での被保険者資格を喪失した記録となっているが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、資格喪失した記録とはなっていない上、申立人は、これら同僚について、「3 人の同僚は、継続して勤務していた。」と述べており、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和 18 年 7 月 21 日に労働者年金保険被保険者の資格を喪失し、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得する届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、A 株式会社に勤務し、厚生年金保険被保険者（労働者年金保険被保険者）であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る労働者年金保険被保険者の資格喪失日（18 年 7 月 21 日）及び厚生年金保険被保険者の資格取得日（19 年 10 月 1 日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における申立期間に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月21日から同年12月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を33年12月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から同年8月5日まで  
② 昭和33年5月21日から同年12月29日まで

私は、昭和32年4月にA株式会社に入社し、都道府県内各地にあった事業所で勤務した。正月休みのため、B市町村の現場から本社に戻った33年12月28日に仕事の報告をしている際、総務部長と仕事上のトラブルになり、その日のうちに退職した。

A株式会社での記録は、昭和32年8月5日から33年5月21日とされているが、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年4月から33年12月28日までA株式会社で勤務していた。」と主張するところ、複数の同僚は、「期間は特定できないものの、申立人が勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、A株式会社の退職日について、「昭和33年12月28日に、本社で仕事の報告をしていた際に、総務部長と仕事上のトラブルになり、その日のうちに退職した。」と主張するところ、当時の総務部長は、「年末に現場を閉めて、作業員が本社に戻った際に私が報告を受けていた。申立人についての記憶は無いが、話の内容は具体的であり、当時そのよう

なことはあり得た。」と述べている上、当時の同僚は、「総務部長に仕事の報告をするのは年末のみだった。」と述べていることから、申立人が同年12月28日まで同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記の総務部長は、「厚生年金保険に加入する社員が、在職中に厚生年金保険の資格を喪失することはなかった。」と述べている。

加えて、複数の同僚のうち、A株式会社における自身の退職時期を記憶している4人は、その退職時期と同社における厚生年金保険の資格喪失日はおおむね一致している旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間①について、A株式会社では、「入社後、数か月から1年ぐらいの試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、上記の総務部長も、「数か月から1年ぐらいの試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、複数の同僚も、「入社後、厚生年金保険に加入するまで数か月から1年の期間があった。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和33年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付したか否かについては、A株式会社では当時の資料が無く不明であるとしているが、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届（写し）に、申立人の被保険者資格喪失日が昭和33年5月21日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 4 月 8 日まで  
④ 昭和 34 年 10 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑤ 昭和 34 年 12 月 14 日から 35 年 2 月 1 日まで  
⑥ 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 6 月 21 日まで  
⑦ 昭和 35 年 6 月 21 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦について、平成 21 年 4 月に A 社会保険事務所（当時）で説明を受けた際に、脱退手当金が支給された記録となっていると聞いたが、当時は、厚生年金保険に関する知識が無く、自分の意思で請求したとは思えない。脱退手当金はもらっていないので、記録を訂正してほしい。

申立期間④について、当時住んでいた家（B 区）の近くにあった小さな工場で、仕事をしていた。工場の名前や所在地などは何も覚えていないが、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦について、C 株式会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、申立期間⑦に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日か

ら約5か月後の昭和36年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

また、申立人は、C株式会社を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間④について、申立人は、勤務していたとする工場の名称、所在地、事業主及び同僚の氏名等についての記憶が無く、申立てに係る事業所を確認することができない。

また、B区及び隣接するD区に所在していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立人と同一生年月日の者の記録を確認したが、申立人のものと認められる加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から同年12月1日まで

私は、昭和30年代から40年代にかけて、毎年A事業所でB作業員として勤務した。33年だけ厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、雇用台帳及び人事記録から、33年6月1日から同年11月30日まで勤務していたことは間違いない。

毎年、同じように勤務していたのに、この年だけ加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用台帳及び人事記録から、申立人が申立期間当時、A事業所でB作業員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間については、申立人がA事業所でB作業員として一緒に働いていたと記憶する20人全員についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得者数の年度別の推移をみると、申立人の厚生年金保険の加入記録がある昭和31年度は317人、32年度は401人、34年度は434人、35年度は404人となることが確認できる一方で、申立期間の33年度の資格取得者は二人と極めて少ないことが確認できる。

さらに、昭和33年度にA事業所で厚生年金保険に加入している二人のうち一人から聴取したところ、「私は、32年度からA事業所でB作業員として働いていたが、試験に合格し、33年度に正職員（一般事務員）として採用された。最初は厚生年金保険に加入したが、34年度以降は共済組合に加入した。」とし、別の一人についても、「正職員として一緒に

採用された同僚である。」と証言していることから、A事業所では、33年度において、B作業員は、厚生年金保険に加入しなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年10月1日から24年1月13日まで  
② 昭和24年4月21日から32年1月21日まで  
厚生年金保険の加入期間について調査を依頼したところ、A社会保険事務所(当時)から、申立期間については、昭和32年2月16日に脱退手当金が支給されているとの回答をもらったが、受給した記憶は無く、年金として受け取るべきものと考えているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所であるB株式会社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から26日後の昭和32年2月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B株式会社C工場を退職した後に脱退手当金が支給された記録のある13人から聴取したところ、全員が、「会社で請求手続きをしてくれたと思う。」と証言し、そのうち、申立人の約1年後に同社を退職した同僚は、「事務担当者から、厚生年金保険の記録を整理し、一時金を受給できるようにしたとの説明を受け、手続きを会社に任せた。一時金は退職金とは別に郵便局で受け取った記憶がある。」と証言している。

さらに、B株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後150人の女性のうち脱退手当金の受給資格のある87人について、その支給記録の有無を調査したところ、58人に支給記録があることが確認できる。そのうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある17人については、全

員に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失後4か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 6 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 1 月に、A 事業所 B 支所に転職した。転職を紹介してくれた議員からは、「前の会社と同様に厚生年金保険に加入させる。」との話があり、事務担当者からも、「正式に採用されたら、さかのぼって加入させる。」との話があったが、実際に厚生年金保険に加入したのは、同年 5 月からとなっている。

申立期間についても、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 事業所 B 支所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、人事記録には、申立期間は試用期間と記載されており、A 事業所では、「試用期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いとしていた。」と回答している上、申立人の前任者も試用期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、申立人は、「正式に採用されたら、さかのぼって厚生年金保険に加入させると言われた。」と主張しているところ、当時の支所長及び事務担当者は、「試用期間を厚生年金保険に加入させることはなく、正社員になった場合も、採用時にさかのぼって厚生年金保険に加入させることはなかった。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 10 日から 50 年 8 月 1 日まで  
昭和 40 年 4 月に A 事業所 (昭和 46 年 5 月 21 日からは A 株式会社)  
に入社し、会社が倒産するころまで、10 年ぐらい勤務した。

A 事業所における厚生年金保険の加入記録が、昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 2 月 29 日までの期間しか無いとのことだが、申立期間についても加入していたかどうか調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、昭和 48 年 2 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 2 月 4 日以前は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 事業所の当時の取締役は、「常時 30 人から 40 人ぐらいの従業員がいた。」と証言するところ、適用事業所となった際に厚生年金保険被保険者資格を取得したのは 12 人であることが確認でき、同事業所では、必ずしも適用と同時に、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記取締役は、「社長が各従業員から社会保険の加入希望を聞き、加入者を決めており、従業員の中には、国民健康保険に加入しているために希望しない者もいた。」と証言するところ、当時の同僚は、「入社後、しばらくして加入希望を聞かれたが、国民年金と国民健康保

険に加入していたので希望しなかった。」、「入社して数か月後に加入希望を聞かれたので、加入を希望し、国民年金及び国民健康保険の喪失手続をした。」と証言していることから、A事業所では、入社後、一定期間経過後に従業員から加入希望を聞いた上で、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、「A事業所が株式会社になってしばらくしてから加入希望を聞かれたが、国民健康保険に加入しており、年金に対する意識も低かったので、希望しなかった記憶がある。」と述べている上、昭和46年4月から継続して国民健康保険に加入し、49年4月から50年7月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認したが、申立人の加入記録は昭和50年8月1日から51年2月29日までの期間以外には無く、同事業所の資格取得者に係る健康保険番号に欠番は無く、不自然な点はみられない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月から29年3月まで  
自宅にある職員履歴書には株式会社Aに勤務していたと記載されているが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社BのC職であった申立人の知人の証言から、申立人が申立期間当時、D都道府県において株式会社AのC職をしていたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aの本社では、「正社員については、社員名簿に氏名が記載されているが、その中に申立人の氏名は無かった。当時、各事業所ではアルバイトを雇用していたが、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、E都道府県内で株式会社AのC職をしていた者は、「私は、昭和34年7月から正社員になり厚生年金保険に加入した。それまでは必要経費のみが支給され、給料は無かった。全国にC職はいたが、同じような処遇であったと思う。」と証言しているところ、同社本社では、「当該C職の者については、昭和34年7月1日付けで正社員になった旨の記載が社員名簿から確認できる。」と回答している。

さらに、株式会社Aの本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立期間について、保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 14 日から 57 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 51 年から A 社 B 事業所に勤務した。退職の半年から 1 年前（56 年ごろ）の朝礼時に、旧姓に戻ったことを事業所長から職場の皆さんに伝えてもらった。社会保険事務所（当時）の記録では、51 年 8 月 1 日から 54 年 12 月 14 日までの期間及び 57 年 2 月 1 日から 58 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に加入しているとのことだが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も、その前後を通して継続して A 社に勤務していた。」と主張しているが、同社が保管する人事記録では、申立人は、同社 B 事業所に、昭和 51 年 4 月 23 日から 54 年 12 月 13 日までの期間、及び 56 年 10 月 1 日から 58 年 7 月 6 日までの期間において在職しており、申立期間のうち、54 年 12 月 14 日から 56 年 9 月 30 日までの期間は在職期間となっていない。

また、申立人に係る上記の人事記録において、昭和 54 年 12 月 14 日から在職期間となっていないところ、申立人が自身と同時期に退職したと記憶している当時の同僚は、「申立人は、商売を始めると言って、私と同じ時期に退職した。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚は、54 年 12 月 22 日に A 社に係る厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記の人事記録から、申立人の在職が確認できる期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 31 日までの期間については、職員登用

期間ではなく委嘱期間とされており、A社では、「営業職員の厚生年金保険の加入は、職員登用期間について行っていた。」と回答しているところ、申立人に係る人事記録の職員登用期間とオンライン記録における厚生年金保険の加入期間は、一致していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。